

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和8年2月6日

金曜日

第5479号

目 次

告 示

○指定管理者の指定	1
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	5

公 告

○開発行為の工事完了	
○県営土地改良事業の工事の完了	6

正 誤

○令和7年12月17日付け号外富山県人事委員会規則第33号	
-------------------------------	--

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第57号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

立山自然保護センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

立山貫光ターミナル株式会社 富山市桜町一丁目1番36号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第58号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

県民公園自然博物園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第59号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

県民公園野鳥の園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園 射水市黒河字高山4774番6

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第60号**指定管理者の指定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

県民公園頼成の森

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人花と緑の銀行 富山市婦中町上轡田42番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

富山県告示第61号**道路の区域変更について**

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

道路の種類及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4782番から	変更前		最大 10.2 最小 9.5	158.2	富山土木センター
	富山市婦中町広田4501番まで	変更後		最大 11.2 最小 9.5	158.2	

県道 立山水橋線	中新川郡立山町下田 524 番から	変更前	最大 21.9 最小 7.6	8.5	富山土木 センター 立山土木 事務所	
	中新川郡立山町岩崎寺字 伊豆林 153番地先まで	変更後	最大 21.9 最小 13.6			
県道 立野鴨島線	高岡市六家3054番3から 高岡市六家 244番まで	A 変更前	最大 59.0 最小 5.5	495.7	高岡土木 センター	
	高岡市六家3054番3から 高岡市六家 244番まで		最大 59.0 最小 12.1	371.6		
	高岡市六家3054番3から 高岡市六家 244番まで	変更後	B 最大 35.9 最小 12.1	371.6		
県道 富山庄川小矢 部自転車道線	南砺市八塚字遠藤兼4877 番2から	変更前	最大 18.9 最小 3.8	35.1	砺波土木 センター	
	南砺市八塚字遠藤兼4945 番2まで	変更後	最大 18.9 最小 16.1	35.1		
県道 金沢井波線	南砺市福光字麻生谷 8番 4から	変更前	最大 21.4 最小 15.5	25.8	砺波土木 センター	
	南砺市福光字麻生谷 6番 9まで	変更後	最大 29.7 最小 18.0	25.8		
県道 西勝寺福野線	南砺市和泉字北山68番地 先から	変更前	最大 5.1	38.9	砺波土木 センター	
	南砺市和泉字北山68番地 先まで		最小 4.8			
	南砺市和泉字北山68番2 から	変更後	最大 14.2	37.7		
	南砺市和泉字北山68番2 まで		最小 5.2			

富山県告示第62号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月6日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田八朗

道路の種類及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山八尾線	富山市婦中町広田4782番から 富山市婦中町広田4501番まで	令和8年2月9日	富山土木センター
県道 宮ヶ谷北押川線	富山市池多194番から 富山市池多1137番1まで	令和8年2月6日	富山土木センター
県道 富山庄川小矢部自転車道線	南砺市八塚字遠藤兼4877番2から 南砺市八塚字遠藤兼4945番2まで	令和8年2月6日	砺波土木センター
県道 金沢井波線	南砺市福光字麻生谷8番4から 南砺市福光字麻生谷6番9まで	令和8年2月6日	砺波土木センター
県道 西勝寺福野線	南砺市和泉字北山68番2から 南砺市和泉字北山68番2まで	令和8年2月6日	砺波土木センター

~~~~~

## 公 告

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田 八朗

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	公共施設		開発許可を受けた者	
	位置・区域	種類	住所	氏名
射水市鏡宮203番1、203番9、203番10、203番11、220番1及び203番7、203番8、220番4、1114番の各一部並びに鏡宮弥生二丁目7番、27番、28番及び137番、144番の各一部	同左	道路、下水道、広場	射水市庄西町一丁目18番33号	株式会社牧田組
射水市西新湊20番3及び20番4			高岡市福岡町下蓑新274番地	株式会社セレハート

県営土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和8年2月6日

富山県知事 新田 八朗

地 区	事 業 名	工事完了年月日
平岡	農村地域防災減災事業（ため池）	令和 6 年 9 月 30 日
桐谷	農村地域防災減災事業（用排水施設整備）	令和 7 年 3 月 5 日

正誤

令和7年12月17日付け号外富山県人事委員会規則第33号「特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則」中

頁	行	誤	正
14	上から 1	第38条の 2 第 1 項の表以外の部 分中「第30条の 7 第 2 項」を 「第30条の 7 第 2 項各号列記以	第38条の 2 第 1 項の表以外の部 分中「第30条の 7 第 2 項及び」 を「第30条の 7 第 2 項各号列記

外の部分及び第3項並びに」に改め、同項の表中「第30条の7第2項」の次に「各号列記以外の部分及び第3項」を加え、同条第2項の表以外の部分中「第30条の7第2項」を「第30条の7第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに」に改め、同項の表中「第30条の7第2項」の次に「各号列記以外の部分及び第3項」を加える。

以外の部分及び第3項並びに」に改め、同項の表中「第30条の7第2項」の次に「各号列記以外の部分及び第3項」を加え、同条第2項の表以外の部分中「第30条の7第2項及び」を「第30条の7第2項各号列記以外の部分及び第3項並びに」に改め、同項の表中「第30条の7第2項」の次に「各号列記以外の部分及び第3項」を加える。

